

令和5年第7回上里町議会定例会会議録第4号

令和5年12月12日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第24（町長提出議案第74号）令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25（町長提出議案第75号）令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 請願・陳情について
- 日程第26（意見書第5号）美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻す事に関する意見書について
- 日程第27（意見書第6号）建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）について
- 日程第28（意見書第7号）オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止を求める意見書（案）について
- 日程第29（決議第1号）イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）について
- 日程第23 議員の派遣について
-

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	保健センター等複合施設建設推進室長	戸矢信男君
町民福祉課長	及川慶一君	教育総務課長	望月誠君
教育指導課長	櫻井達夫君	上下水道課長	根岸利夫君

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	荒井純一
------	------	----	------

◎開 議

午前 9 時 4 5 分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第74号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件、議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件、以上2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件、議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件、以上の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第24 町長提出議案第74号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第24、町長提出議案第74号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第74号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

令和5年度上里町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,817万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,875万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算

補正によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は２億430万3,000円の増額補正となり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額となっております。

款19繰入金は9,387万円の増額補正となり、財政調整基金繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して２億9,817万3,000円を追加し、116億8,875万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款３民生費は２億3,921万5,000円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する給付金などの増額となっております。

款４衛生費は3,407万6,000円の増額補正となり、上水道経営健全化事業に係る水道料金等減免に要する補助金の増額となっております。

款９教育費は2,488万2,000円の増額補正となり、物価高騰対策支援事業に係る学校給食費補助金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して２億9,817万3,000円を追加し、116億8,875万9,000円とするものでございます。

以上、令和５年度上里町一般会計補正予算（第６号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第74号 令和５年度上里町一般会計補正予算（第６号）についての件を起立に

より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 町長提出議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第25、町長提出議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、物価高騰対策町独自支援事業といたしまして、水道料金の一部減免事業に伴う補正を行うものです。

支援策といたしまして、メーター使用料を含む基本料金の2か月分を減免いたします。これに伴いまして、営業収益の給水収益を減額し、営業外収益となる臨時交付金を活用した他会計補助金につきまして増額補正を行うものです。

また、実施にあたりシステム改修が必要なことから、営業費用の総係費について増額補正を行うものです。

では、上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和5年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和5年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款事業収益を既決予定額に対しまして243万8,000円減額し、6億4,458万3,000円とするもので、第1項営業収益を3,651万4,000円減額し、第2項営業外収益を3,407万6,000円増額する補正でございます。

続きまして、支出の第1款事業費を既決予定額に対しまして88万円増額し、5億7,115万8,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

次のページを御覧ください。今回の水道料金の一部減免に伴う他会計補助金につきましては、予算に定める必要があることから補正を行います。

第3条、予算第12条の次に、次の1条を加えるものでございます。

他会計からの補助金として、第13条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定めるものです。

(1)物価高騰対策町水道基本料金等減免に要する経費として、3,407万6,000円を定めるものでございます。

以上、令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第75号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（黛 浩之君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長からお許しをいただきましたので、御礼の挨拶させていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。本定例会に提出しました条例をはじ

めとした関係議案、一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意をしていただき、引き続き町政の発展・推進につきまして、格段の御支援・御協力をお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は10時30分からとします。

午前10時0分休憩

午前10時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 請願・陳情について

○議長（黛 浩之君） 日程第22、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書、陳情書の件及び陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求め陳情の件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、植原育雄議員。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 議席番号9番、総務経済常任委員長の植原育雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、本委員会に付託されました陳情2件につきまして、総務経済常任委員会における審査について御報告申し上げます。

今定例議会において、総務経済常任委員会に付託されました陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書の提出を求める陳情書について、去る12月8日午前9時より、委員会室3において委員7名出席の下、陳情者から説明を求め、さらには審議の充実をはかるため参考人、くらし安全課長とまちづくり推進課長及びそれぞれの課の担当職員の出席を求めて慎重に審議いたしました。

審議した結果、陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書の提出を求める陳情書については採択といたしました。

その理由につきましては、次のとおりです。

1 つ目は、1970年、昭和45年から2004年、平成16年までに1,000万トンのアスベストが諸外国から日本へ輸入されて、主に建築物の建材にアスベストが使用されました。このアスベスト、石綿が原因で様々な病気が発症しています。

現在、問題視されているのが、2006年、平成18年9月1日、アスベスト全面禁止以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の住宅建築物安全ストック形成事業があります。この事業は、安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅建築物耐震改修事業とアスベスト対策の計画的誘導及びアスベスト含有の有無に関する調査等を行う住宅建築物アスベスト改修事業、また、災害の未然防止をはかるため、崖地近接などの危険住宅移転事業がありますが、対象建材が吹きつけ材、レベル1などに限定、補助金額が費用の一部、1棟当たり、調査の上限が25万円で、除去については、自治体実施3分の1以内、民間事業者は自治体の補助額の2分の1で、かつ全体の3分の1以内に過ぎず、極めて不十分です。

石綿建材の多くが成形板で、レベル3であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

アスベスト関連法、大気汚染防止法・石綿障害予防規則が改正され、アスベスト含有建材の調査報告がレベル3までとなりました。事前調査の結果報告は、80平方メートル以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。

国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建物所有者、国民が負担することになります。解体・改修費用が増加することになり国民負担は相当なものになります。その負担を避けようと、無届け、違法工事が横行してしまえば、国民や建設工事従事者の健康被害ははかり知れません。多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の施主負担を知りません。国民全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。

国、国交省の住宅建築物安全ストック形成事業にある住宅・建築物アスベスト改修事業の大幅な対象拡充と一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度は必要です。

以上の理由から、陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書の提出を求める陳情書については採択といたしました。

次に、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求め陳情書について、去る12月8日午前10時より、委員会室3において委員7名出席の下、陳情者から説明を求め、さらには審議の充実をはかるため、参考人、総務課長と担当職員の出席を求めて慎重に審議いたしました。

審議した結果、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求め陳情書については、継続審査といたしました。

その理由につきましては、次のとおりです。

1つ目は、陳情書の要旨の中で、庁舎管理規則に定められている事項の厳守が求められています。

現状は、執務室内に立ち入ったの配達・集金等は大切な個人情報を保護するために禁止しています。

政党機関紙の購読は個人の自由ですが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないための配慮はすべきです。

私的に購読する職員は、政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなくて自宅などのプライベートな場所で行うように、政党機関紙の勧誘・配達・集金する関係者に働きかける必要もあると思います。

2つ目は、上里町庁舎管理規則の第5条、許可を必要とする行為、何人も庁舎において、次の各号に掲げる行為をする場合は、許可を受けなければならないとあり、同条第1項第1号には、庁舎内における物品の販売・宣伝・勧誘・その他これに類する行為は、許可を受けなければならないとあります。また、同規則第7条、許可の条件等の第1項、町長は許可を与える場合において、必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、または守るべき事項を指示することができるのとあります。

許可を受けてないようですので、上里町は庁舎管理規則の第5条、許可を必要とする行為、第1項第1号の該当者に対して、許可を受けるように働きかけ、第7条、許可の条件と第1項に許可を与える場合に必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、または守るべき事項を指示すべきです。

まずは、上里町庁舎管理規則の遵守という基本的な努力をすべきです。

以上の理由から、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求め陳情書については、継続審査といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（黛 浩之君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書、陳情書の件を起立により採決いたします。

この陳情に対する総務経済常任委員会の審査結果は採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本陳情は採択することに決定いたしました。

これより陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情書の件を起立により採決いたします。

本陳情は、総務経済常任委員会の決定のとおり、継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま猪岡壽議員ほか12名から意見書第5号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北3区から北2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、次に、植原育雄議員ほか6名から、意見書第6号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第7号 オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか3名から、決議第1号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）についての件、以上の4件が提出されました。

この際、それを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第5号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北3区から北2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、意見書第6号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）についての件、意見書第7号 オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）についての件、決議第1

号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）についての件、以上の４件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第２６ 意見書第５号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北３区から北２区に戻すこと
に関する意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第26、意見書第５号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北３区から北２区に戻すことに関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

７番猪岡壽議員。

〔７番 猪岡 壽君発言〕

○７番（猪岡 壽君） 議席番号７番猪岡壽でございます。

議会運営委員長の猪岡でございます。

御提案申し上げました美里町の埼玉県議会議員選挙区を北３区から北２区に戻すことに関する意見書（案）について提案説明を申し上げます。

平成26年９月定例会において、埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の改正が行われました。

このことは、埼玉県児玉郡市の一体性や経緯等から、児玉郡の町民及び本庄市民から到底理解が得られることではありません。児玉郡市広域市町村圏組合は、本庄市、美里町、上里町、神川町の１市３町で構成されており、消防や清掃、斎場等の広域行政を実施しているほか、本庄地方拠点都市、定住自立圏及び教育行政なども同じ構成で事業を行っております。さらに、警察、保健所、医師会、埼玉ひびきの農業協同組合、民間団体の構成も同様であります。

以上のことから、児玉郡及び本庄市を同一選挙区に戻すことを埼玉県知事に強く要望し、意見書を提出するものです。

議員各位には何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第5号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北3区から北2区に戻すことに関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 意見書第6号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第27、意見書第6号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 議席番号9番、総務経済常任委員会委員長の植原郁雄です。

御提案申し上げました建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）について提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議案審議の結果、陳情第3号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書が採択されたところであります。

現在、問題視されているのが、2006年9月1日、アスベスト全面禁止以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。国は国民に対してアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正・調査・除去費用の施主負担について周知徹底すべきです。

また、国・国交省の住宅建築物安全ストック形成事業にある住宅建築物アスベスト改修事業について、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成、補助制度が必要です。

よって、アスベスト問題を国民全体の課題と捉え、意見書を送ることが必要だと考えます。

以上のことから、建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書を提出するものです。

議員各位には、アスベスト問題を取り巻く状況等を考慮いただき、何とぞ理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 総務経済常任委員長の提案理由の説明及び先ほどの請願審査の経過報告は非常に分かりやすいし納得がいくものです。しかしながら、この意見書を見ますと、いきなり1、何々、2、何々という形で始まっておりますので、その冒頭のところを、ただいま総務経済常任委員長が説明していただいたような言葉が入ったほうがよいのではないかなというふうに思うところなんですけれども、その辺はどのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原郁雄君） 9番植原です。

ここについては、意見書の書き方とか、そういうところが質疑の内容になっているかと思いますが、提案説明された文面につきましては、意見書とちょっと違うようなあれですが、これにつきましては、この意見書のとおり理解していただければありがたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 請願を見て、総務経済常任委員会の審査内容も聞いている私たちは非常によく理解できるんですけれども、これを関係団体に提出していったときに、上里町議会が1、2というので、確かに重要な内容の、意見書の最後、言わんとする、そのために前文がやっぱり必要じゃないかなと思うんですよね。

だから、内容的には反対するものは何もありませんけれども、やはり意見書としての形を整えて提出してもらいたいなという思いがあります。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 意見書の書き方が指摘されているところでありますけれども、意見書については分かりやすいように、わざわざ1つ目、2つ目というような表現はしたんですけれども、総務経済常任委員会におきましては、こういう形で進めたいと思っております。そうい

ったことで、是非御理解をいただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第6号 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 意見書第7号 オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第28、意見書第7号 オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）について提案理由の説明をさせていただきます。

意見書（案）を読ませていただきます。

米軍横田基地に所属する米空軍の特殊作戦機C V 2 2 オスプレイが11月29日、鹿児島県の屋久島沖に墜落し、乗組員全員の死亡が確認されました。事故当時の現場周辺の天候は穏やかだったとされ、複数の目撃証言によると、事故機は両翼にある2つのエンジンのうち、1つから火が噴き出し墜落しており、機械的な不具合が原因である可能性が高い。

垂直離着陸オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返してきた危険な欠落機と言わなければならない。日本国内への配備後も、墜落や不時着などのトラブルを繰り返してきた。この

ようなオスプレイが国民生活の頭上を移動することは、国民にとって大きな不安である。政府は、米軍基地への配備を容認し、自衛隊への導入まで進めてきたが、国民の命と財産を守るために、今回の墜落事故を受け、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、米軍と陸上自衛隊のオスプレイ全機を直ちに運用停止し、事故原因を明らかにすること。
- 2、米軍のオスプレイ全機を国内の基地から撤去すること。
- 3、陸上自衛隊へのオスプレイの導入を中止し、撤去すること。

以上であります。

慎重審議いただきまして、採択していただきますようお願いして、提案理由の説明といたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 1、2、3と理由があるんですけども、この1番の運用停止と、世界的にもう運用停止というふうに報道されていると思うんですけども、その辺、ちょっと確認したいんですけども。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今、運用停止にはなっています。そのとおりです。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） だったらこれは記載しないほうがいいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この運用停止はいつまで続くか全く定かではありません。運用停止を求めているのは、オスプレイはもうやめてほしいということであって、米軍はまた調査をして、どこに原因があるよということは常に明らかにしないまま今までも運用してきたと思うんですね。

だから、いつまた飛び立つかも分からない。だから、事故原因を徹底的に明らかにすると同時に、このような危険なものは一切今後運用してほしくないという、そういう内容になってい

ます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それだったら、ちょっとこの1 番の、要するにフレーズをもう少し変えたらどうかと思うんですね。

だから、また再開というか、原因究明が明らかになった時点で運用を開始すると、再開するというふうなことは一言も言っていないわけですね、言っていないんですよ。ですから、これでは、要するに抽象的なフレーズになっているから、もう少し具体的なフレーズに変えてみてはどうかと思うんですけども。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 提出する時点では、もっと違う言葉というのは考えつかなかったんですけども、やはり危険で、今までも何回も何回も事故を起こしてきて、これまでの乗組員の死亡事故、この間の8 名の尊い命もあるわけですけども、64 名の方が亡くなってきたという、そういうことで、とにかく、やっぱりこの形体のオスプレイという飛行機の危険性があるので、運用を停止してほしいということで理解していただければというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより見書第7 号 オスプレイ墜落事故の原因究明と飛行停止と撤去を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 9 決議第1 号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第29、決議第1号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び決議の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

決議第1号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）について提案理由の説明をさせていただきます。

10月7日のハマスによるイスラエル攻撃から始まった戦闘は激化し、人道危機が極限状態に達している。一刻も早く子どもたちを含む市民の大量虐殺をやめ、これ以上の惨禍を回避することが急務である。ハマスによるイスラエル攻撃は、民間人を無差別に殺傷する明白な国際法違反であり、強く非難されなければならない。一方、イスラエルの自衛権を盾にしたガザ地域ハマスへの攻撃は、一般市民を多数巻き込み、11月22日の国連安保保障理事会において、国連女性機関のパハウス理事長は、ガザの1万4,000人を超える犠牲者の67%は女性と子どもだと指摘している。上里町は核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言の理念に基づき、無事の市民がこれ以上戦火にさらされる事態を許すことはできない。一刻も早い停戦と迅速な人道支援を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

こうした内容になっています。

慎重に審議していただきますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び決議の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

このイスラエル軍とハマスによる戦闘の停止という部分で、この内容が、例えば上里町で核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言の理念に基づいて、これを要するに提出する意義、上里町議会がこれを提出する意義というものをもう少し詳しく説明していただかないと納得ができません。こうした戦争に、理由については宗教的な問題もかなり深く根づいているものがあります。戦争しているから私たちは反対という、ただ、それだけの決議をここで決めて提出する必要があるんでしょうか、教えてください。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 上里町が核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言をしているわけなんですけれども、やっぱり平和で健康的に暮らすためには、戦争とかそういうものは世界からなくす、そういう願いが込められていると思います。よそのことだからというのではなくて、日々報道されているように、今ガザの状況は、飲み水さえも十分、1人当たり1日15リットル必要と言われてはいますが、3リットルしか届かないと。そういう水不足の中で、衛生的でない水を口にして病気になったりとか、日々戦によって直接爆撃で亡くなった方もいますけれども、そういうふうにならぬ現状をまずは止めなければいけないんじゃないかなという、そういうための決議です。世界の国々から、やっぱり思いを寄せて動かしていくしかないんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そもそも今回のこの事件ですね、事件とってはおかしいと思うんですけれども、ハマスがなぜこういうことを先制攻撃みたいなことをしたかということが全然取り沙汰されていないんですよ。それで、我々はウクライナが戦争、ロシアによって戦争かけられたときには決議をして、こういうものについては反対しますと、ウクライナ支援を出してきたわけですよ。そもそもこういうことを仕掛けてきた国の責任、ハマスのほうのやっている行為というのは、私はそもそもそういうことをやらなければこういう事態起きなかったというふうに思うんですよ。

だから、提案者の沓澤さんのほうに、その辺のところはどういう見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 提案理由でも述べましたし、決議の中にも片方だけを養護している内容にはなっていません。いきなりハマス、今回で言えばいきなりハマスが10月7日に攻撃を仕掛けたと、そこから端を発していると思います。

しかし、私も不勉強なんですけれども、いろいろと勉強してみれば、ガザの狭いところに押し込められて自由に外にも出られない、働き場所もないと、自由に物も入ってこない、そういう世界の中でずっと暮らして、希望もない、そういう中からこういう事件が起きてきているという背景もあると思います。

そういう背景があったとしても、ここでも書いてあるように、ハマスの攻撃は民間人を無差別に殺傷することであって、許されないというふうに私は思います。

しかし、だからといって、ガザの住民を巻き込んで全面的にジェノサイドですね。そういうのを黙って見ていられるのかという、そういう思いはあります。ですので、ハマスを養護しているとか、そういうことではないんです。取りあえず戦争を停戦に持ち込まなければ救える命も救えないという、そういう思いで、この決議を是非上げていきたいなというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） ちょっと私の質問と沓澤議員の説明と違うんですけども、ガザというのは後から出てきて、もうやった。最初のハマスがなぜ攻撃をしたかということというのは、全世界が見ているわけですよ。ウクライナについても同じなんですよ。こういうことについて、いろいろ両者が言い分がある。後から今度はイスラエルが反撃をしたということについても、これいろいろ意見があるわけでございますよね。

ですから、これなんか見ますと、後から出たこのイスラエルの反撃のほうがいけないみたいにも取れるんですよ、私は。ですから、そういうことじゃなくて、この文書というのは、もう少し戦争反対なら戦争反対、そういうことだけで終わればいいと思うんですが、余り内容に触れますと今回の件については両者の言い分というのがいっぱいあるわけですね。だから、両方が正しいなんて私は思っていません。その辺のところをちょっと提案者に説明していただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12 番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） なんかお尋ねいただいた内容がちょっと理解できないところもあるんですけども、やはり長年の両者の関係の中で、ガザ地域はあの地域の中でハマスが生まれてきているわけなんですけれども、その中で抑圧されてきたし、一方的に攻撃を受けたりということもやられながらこの間来て、この10月7日というのが、それが爆発した形で現れているとは思います。

しかしながら、暴力は許せないという立場は私は変わりません。ですので、ハマスのやったことについても、それは国際法違反という、そういう思いがあります。

しかし、イスラエルに対しても、民間人をこれほど巻き込んで病院まで攻撃するとか、そういう事態はやっぱりに余るという思いがあります。これで回答になったでしょうか。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 提出者に確認したいんですけれども、教えてもらいたいんですけれども、戦争というのは何で起きるんですか。理由ですね、戦争が起きる理由。つい最近だと、ロシアによるウクライナの軍事侵攻、ほかにも大小というか、小さな戦争は結構あっちこっちで、世界中で起きていますよね。最近大きいのはこの2つなんですけれども、何で戦争というのは起きるんですか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） ちょっと壮大な質問で、私の頭だけではちょっと解決できませんけれども、やはり長い歴史上の問題もあるでしょうし、宗教的な問題もあるでしょうし、やはり領土を拡張したいみたいな、そういう考え方を持っている国もあるんだと思います。

これが1つ理由だよということは、その国々の歴史的なものもありますので、一概には言えないというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そのとおりなんですけれども、一番大きな要因は、貧です、貧。貧困の貧。ほかにも今言った宗教的な面なんかもあるんですけれども、一番大きな、戦争に発展する要因は貧からです。

それで、今、先ほども言ったように、世界各地でも小さな紛争起きていますよね、戦争と言われるような。ただ、メディアに取り上げられていないものですから、本当にあちこちで起きているのが現状だと思います。

でも、この辺は宗教上もあるけれども、いろいろの理由はあるかもしれないけれども、一番大きな理由は、理由というか要因は貧からです。よく夫婦喧嘩も貧からと言いますね、これなんですよ。

これはある、野村総研か何かの講演でちょっと聞いたんですけれども、こういう回答してくれました。貧からだ。

結局、この、例えばもっと古い話になると、第二次世界大戦の初め頃ですか、ドイツによるナチス大虐殺、あれなんかも本当はナチスの、ナチス人というのはすごく頭よくて、商売上手ですね……

○議長（黛 浩之君） 齊藤崇議員に申し上げます。

8 番齊藤崇議員に申し上げます。

決議の内容についての質問としていただきたいので、簡潔にお願いいたします。

○8 番（齊藤 崇君） その貧からなんで、結局はハマスが仕掛けたわけですけども、国際法というのがありまして、国際法の中に、戦争法があって、一般市民を攻撃してはならないと。国連でもネタニヤフ首相に提言していますよね。でも、言うことを聞かないですよ。全然、全滅させる覚悟でいるじゃないですか。

だけれども、結局は何というの、お互いにそういうことを、国際法であるんだけど、お互いがルール守っていない。だから、これは、仕掛けたのは先ほど同僚議員が言ったようにハマスのほうなんで、どちらかといえば両成敗というふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12 番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） まさにそのとおりです。両方悪いと思っています。

しかしながら、イスラエルの国民、ガザ地域に暮らしている国民、やはり上の部分で戦っている、それに巻き込まれて命を失ったり、拉致されたり、いわゆる捕虜として捕らえられたり、その人たちの命は守らなければいけないというふうに思います。両方が国際法違反である。しかしながら、国連では大きな国がこのことを国際法違反だとなかなか認めないという実態もあります。歯がゆい実態だなというふうに思いますけれども、だからといって、無辜な市民の命が奪われることこのまま見過ごしていいのかなという、そういう思いがあります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより決議第 1 号 イスラエル軍とハマスによる戦闘の停止を求める決議（案）についての件の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立は明確にお立ちください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 23 議員の派遣について

○議長（黛 浩之君） 日程第23、議員の派遣について件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和6年開催予定の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第128条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

7 番猪岡壽議員。

〔7 番 猪岡 壽君発言〕

○7 番（猪岡 壽君） 先ほどの私の意見書第5号の中で訂正したい部分がありまして……

○議長（黛 浩之君） 7 番猪岡壽議員。

〔7 番 猪岡 壽君発言〕

○7 番（猪岡 壽君） 私の挨拶の中で、真ん中頃に、埼玉ひびきの農協協同組合と申し上げたんですが、農業協同組合の間違いでした。その訂正でございます。

○議長（黛 浩之君） 委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第7回上里町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時30分閉会